

医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはな

指定訪問介護 重要事項説明書

1 医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはな の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

名称・法人種別	医療法人社団哺育会
代表者職名・氏名	理事長 浪川 浩明
所在地	東京都台東区今戸2丁目26番15号
電話番号	03-3876-1711
事業所名	医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはな
事業所番号	1472606076
所在地	神奈川県相模原市中央区下九沢67-1
電話番号	042(775)6902
FAX番号	042(774)1370
※サービスを提供できる地域	相模原市 中央区一部 下九沢 南橋本 氷川町 相模原 清新 小山 小町通 横山 横山台 上溝 田名 中央 星が丘 千代田 富士見 相模原市 緑区一部

	下九沢 上九沢 橋本 橋本台 相原 二本松 西橋本 東橋本 大島 大山町 田名
--	--

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	登録	合計	業務内容
管 理 者	介護支援専門員	1名		1名	介護従業者及び業務の管理
サ ー ビ ス 提供責任者	介護福祉士	2名		2名	利用調整・技術指導 身体介護生活介護全般
訪問介護員	介護福祉士 (サ責含む)	10名		10名	身体介護・生活介護全般
		名		名	
管理者 星 和恵 (居宅介護支援事業所兼務) サービス提供責任者 伊藤 智恵 高橋 由紀子 勤務時間帯 (午前8:30～午後5:30)					
勤務の体制					

(3) 営業日及びサービスの提供時間

営業日 = 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 = 午前8時から午後5時30分 (祝日含む)

休業日 = 日曜日及び12月31日から翌年1月3日までとする

※時間帯により料金が異なり基本単位数に各%が加算されます。

通常時間帯	午前8時から午後6時	基本単位数
早朝	午前6時から午後8時	25%
夜間	午後6時から午後10時	25%
深夜	午後10時から翌朝6時	50%

2 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはなは、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行ないます。

(2) 訪問介護計画の作成及び評価

担当のサービス提供責任者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者へ説明の上交付します。

3 サービスの内容

(1) 身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱介助、身体整容、身体清拭、洗髪介助、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬介助、移乗・移動介助通院・外出介助などを行い

ます。

(2) 生活援助

住居の清掃・整理整頓、ごみ出し、洗濯、調理、ベッドメイク、衣服の整理・簡単な被服の補修、買い物、薬の受け取りなどを行います。

(3) 次のサービスは原則として介護保険の訪問介護サービスでは提供できません。

あらかじめご承知おき下さい。

- × 利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
- × 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- × 来客の応接（お茶、食事の手配など）
- × 自家用車の洗車・清掃
- × 園芸（植木の剪定・草むしり・花木の水やり）
- × ペットの世話（犬の散歩など）
- × 特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）
- × 家具・家電器具等の移動、修繕、模様替え
- × 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- × 室内外家屋の修理、ペンキ塗り

(4) 訪問相談等

4 利用料金

(1) 利用料

基本料金として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額をお支払頂きます。

訪問介護事業所 菜のはな料金表（別紙）に定めた通りです。

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護負担割合に応じた料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

（２）交通費

上記１の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問のための交通費をご負担して頂くことになります。

※サービス提供実施地域を超えて５km未満 １回 ２００円（税抜）

（３）その他

ア利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ訪問してご不在の場合はキャンセル料が２割発生しますのでご注意ください。

ウ料金の支払方法

毎月、１５日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払い方法は、指定の口座自動引き落としとなります。

５ サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員にご相談下

さい。

(2) サービスの終了

ア利用者の都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

イ当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知致します。

ウ自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、予防及び非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

エその他

- ・利用者やご家族などが当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 星 和恵 サービス提供責任者 伊藤智恵 高橋由紀子

電 話 0 4 2 (7 7 5) 6 9 0 2

F A X 0 4 2 (7 7 4) 1 3 7 0

受付日 月曜日～土曜日（ただし、祝日・12月31日～1月3日を除く）

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

（2）苦情処理体制

ア苦情を受付けると同時に苦情担当者が速やかに対応します。

イ実態把握を行い当該苦情への対応を行います。

ウ今後、よりよいサービス提供ができるよう、改善策や対応策等を検討します。

エ事業所のサービスの質の確保・向上に努め、全訪問介護員に周知徹底・指導をして参ります。併せて内容については記録し保管を行います。

（3）その他

お住まいの市町村及び神奈川県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア相模原市役所 福祉基盤課・指導班 電話番号042（769）9226

イ神奈川県国民健康保険団体連合会 電話番号045（329）3447

ウ他市が保険者の場合は必要な連絡先をお渡しさせていただきます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡を致します。

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、

利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償します。

9 秘密の保持について

ア当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

イ当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。

ウ事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合やサービス担当者会議等が必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

10 災害・非常時（感染症含む）の対応

ア災害とは自然災害（地震・台風・水害・大雪等）や爆発や大規模停電等、通常と異なる状況も含めます。対応は厚生省のガイドライン、介護保険法、事業所が参加する安全委員会、方法は業務継続計画書、マニュアルに沿って行います。

避難訓練は年2回以上共同及び事業所単独で実施します。

イ感染症はインフルエンザをはじめ、蔓延すると社会生活に影響が出るものとします。

厚生省のガイドラインに沿って検査や勤務を対応していきます

感染症の疑われる職員は勤務せず、待機とします。感染担当者は感染検討委員会へ所属し事業所の指針、検討委員会、安全委員会を中心に保健所や法人と相談し業務継続計画、マニュアルに沿って対応します。

研修に関しては年2回以上検討委員会、法人主催の研修に全員が参加します。

ウ災害・非常時には人命第一に支援を行いますのでケアプランと異なる日時でのサービス提供になることもあります。

エ人員確保が難しい時はケアマネージャーと相談し、近隣の事業所のサービス提供やサービス内容の変更をご相談させていただきます。

オ直接の支援方法や対応に関しては厚生省のガイドラインやマニュアルを遵守していきます。

11 高齢者虐待及び、養護者支援について

ア高齢者虐待防止法を遵守し虐待を発見した場合は通報の義務を果たします。

イ虐待が疑われる場合は設置されている虐待の担当者（虐待検討委員）ケアマネージャーを中心に地域包括、保険者と連携して速やかな解決に協力していきます。要請があれば地域主催の会議や検討会にも参加していきます。

ウ虐待に関して訪問担当者、虐待検討委員、管理者・サービス提供責任者を中心にケアマネージャーと連携していきます。

エ高齢者虐待防止に関する研修を検討委員会や安全委員会が中心となり定期的（年

1回以上)に行い、外部研修にも参加します。

12 ハラスメントについて

アハラスメントについては管理者、ハラスメント担当者、関連部署、法人と協力し職員が健全に就労できる環境を整えます。

イ職員の相談窓口として、ハラスメント担当者や検討委員会、法人の「ハラスメント相談窓口」の活用も勧めます。

ウハラスメント防止に関する研修は、ハラスメント研修委員会を中心に安全委員会や事業所内で行います。

エ訪問先でのハラスメントに関しては事業所の指針に基づき対応します。必要に応じ地域包括や行政へ報告を行い、利用者、ご家族へも報告、相談し、悪質な時はサービス終了もあります。

13 その他運営について

ア事業所は全ての訪問介護員の資質向上を図るため研修の機会を設けます。

- ① 月に1度の定期研修、法人内研修、外部研修への参加、資格取得の提案・調整
- ② 事例検討を通して知識の習得、技術の向上を行います。
- ③ 自身が学んだことが現場で役立つように業務を調整します。

イ全ての職員の健康診断を定期的実施

ウ身体拘束については基本的には行いませんが利用者及び、他者等の生命や身体保護するためのやむを得ない時には「身体拘束禁止のための指針」に則り実施します。

その際は理由・時間 利用者の心身の状況を記録します。

14 第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施について = 定期的に有 (毎年書面にて調査、指定年度訪問調査実施)

第三者評価機関名 = 相模原市指定情報公表センター

評価の開示状況 = 相模原市指定情報公表センターホームページで開示

当事業者は、訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

事業法人名：医療法人社団哺育会

代 表 者：理事長 浪川 浩明 印

名 称：医療法人社団哺育会

訪問介護事業所 菜のはな

事業所番号：1472606076号

所 在 地：神奈川県相模原市中央区下九沢 67-1

管 理 者：星 和恵

説明者 氏 名： _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護の利用に際し、前記の通り訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者

住 所：

氏 名：

_____ (印)

(代理人)

住 所：

氏 名：

_____ (印)

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 5 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 3 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 5 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 10 月 1 日 一部改定